

30 監査公表第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づく監査を執行したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のように公表する。

平成 30 年 5 月 18 日

愛知県監査委員	篠 田 信 示
同	川 上 明 彦
同	山 内 和 雄
同	神 野 博 史
同	鈴 木 喜 博

1 監査の種別

随時監査

2 監査の対象

地方自治法第 199 条第 1 項に規定する事項

3 監査の概要

(1) 監査の目的

会計事務が法令等に基づいて日々適正に処理されているかなどについて、監査を実施する。

(2) 監査の実施方法

事前通告を行わず、抜き打ちで監査実施機関に赴き、財務に関する事務の執行を対象に、現物や現場を確認し、会計書類の内容を確認するとともに、関係職員から聴き取りを行う。

(3) 監査実施日及び監査実施機関

監 査 実 施 日	監 査 実 施 機 関
平成 30 年 1 月 31 日	警察本部 東海警察署
	警察本部 港警察署
平成 30 年 2 月 13 日	教育委員会 佐屋高等学校
平成 30 年 2 月 20 日	健康福祉部 知多保健所
平成 30 年 3 月 19 日	農林水産部 県有林事務所

4 監査の結果

次のとおり注意改善を必要とする事項があった。

【指導事項】 現金の収納に係る領収書の交付が不適切であったもの（合规性）

該当機関 佐屋高等学校

愛知県財務規則（昭和 39 年愛知県規則第 10 号。以下「財務規則」という。）では、会計管理者、出納員及び分任出納員は、納入通知書を発しない歳入の収入について、納入義務者から直接現金等の納付を受けたときは、財務規則で定める様式の領収書を納入義務者に交付することとされている。

しかしながら、佐屋高等学校では、各種生産品の委託販売について、財務規則で定める様式の領収書を交付せず、学校が購入した市販の領収書に販売責任者が個人名を記載し、私印を押印して委託業者に交付していた。

また、校内販売等のように不特定多数の者に現金引換えで販売する実習販売等、購入者への領収書の交付が困難な場合は、実習担当職員を販売責任者として指定し、出納員は販売責任者を相手方とみなし領収書を交付する取扱いとされているが、同校では、少なくとも平成 28 年度以降の実習販売について、領収書を販売責任者に交付していなかった。

<参考>

○愛知県財務規則

（会計管理者等による現金等の収納）

第 34 条 会計管理者等は、納入通知書を発しない歳入の収入について納入義務者から直接現金等の納付を受けたときは、領収書原符（様式第 16）により領収書を納入義務者に交付するとともに、領収済通知書を収支等命令者に送付しなければならない。（後略）

○会計事務の手引（総則・収入編）

例 4 生産物売払代金の収入事務

1 略

2 売却の手続き

(1) 略

(2) 生産品の売却にあたっては、その販売方法を次のいずれかに決定します。

ア～ウ 略

エ 実習販売

一般的な契約方法によらず、販売責任者を指定して校内販売等のような不特定、多数の者へ現金引換えで販売する場合

(ア) 販売責任者は、実習担当職員をもって充てます。

(イ) 略

(ウ) 購入者への領収書の交付が困難な場合、代金は販売責任者が受領し、とりまとめて必ず当日中に出納員に引継ぎます。

(エ) この場合、出納員は、販売責任者を相手方とみなし領収書を交付し、現金を収納します。

(オ) 以下 略

3 以下 略